

河和南部地区
避難所運営マニュアル
(南部体育館等)

平成27年3月
(令和4年6月改定)
美浜町防災課

河和南部地区 避難所運営マニュアル 目次

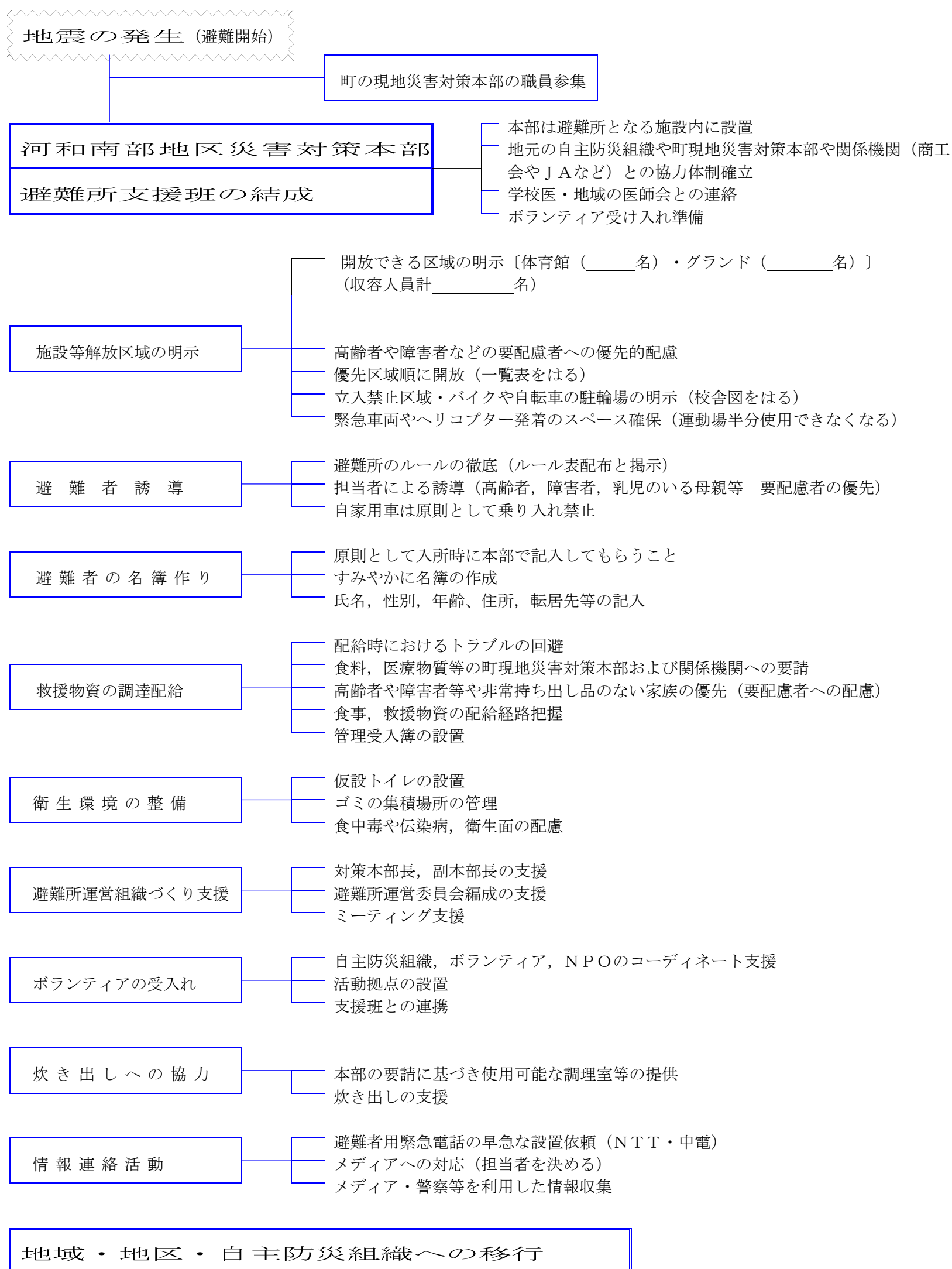
I	避難所としての対応マニュアル	1
II	避難住民の動きと避難所運営委員会の対応	2
III	河和南部地区避難所のルール	3
IV	避難所運営委員会系統図	4
V	南部体育館等	5
VI	河和南部地区 避難所運営委員会規約	8
VII	避難者への物資・食料・水などの配分方針	10
VIII	河和南部地区自主防災倉庫 資機材一覧	11
IX	避難所開設時の施設使用例	12

参考資料

- 1 「愛知県避難所運営マニュアル（平成30年3月改定）」
- 2 「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」愛知県避難所運営マニュアル（別冊）
- 3 「コミュニケーション支援ボード」

I 避難所としての対応マニュアル

南部体育館



Ⅱ 避難住民の動きと避難所運営委員会の対応

< 避難住民 >

避難開始

第1次収容場所である体育館へ

体育館で受付（「避難者名簿」に記入し、
「避難所のルール」を受けとる。）

手当の必要な避難者は、体育館ステージ
で手当を受ける。

体育館で待機する。
「避難所のルール」を読み、避難所での
生活ルールを理解する。

割り振りを受けたら、それぞれ指定され
た場所に移動する。

割り振られた場所の使い方を、他の家族
との話し合いで決定する。

割り振られた場所ごとに組長・副組長を
決定する。

自治組織を確立し、ルールに基づいた生
活を開始する。

< 避難所運営委員会 >

北門・東門・体育館入り口に「避難して
こられた皆様へ：体育館へおこしください。
（体育館受付にて避難者名簿に必要事項記
入）」の紙を掲示する。

体育館入り口に受付用机等を準備する。
（「受付」の紙・避難者名簿・鉛筆・避難
所のルール（掲示用と配布用））

施設開放区域・立入禁止区域の明示
（掲示物・ロープ等による）

避難者名簿を作成する。

避難者が入る場所の割り振りを行う。
校舎図（本部・トイレ・水道・公衆電話等
の位置記入）を配布する

避難者を誘導する。

組長を招集し、「避難所運営委員会」を開き、
それぞれの仕事内容や留意事項を確認する。

各種トラブルの解決を手助けし、避難所での
生活ルールを確立させる。

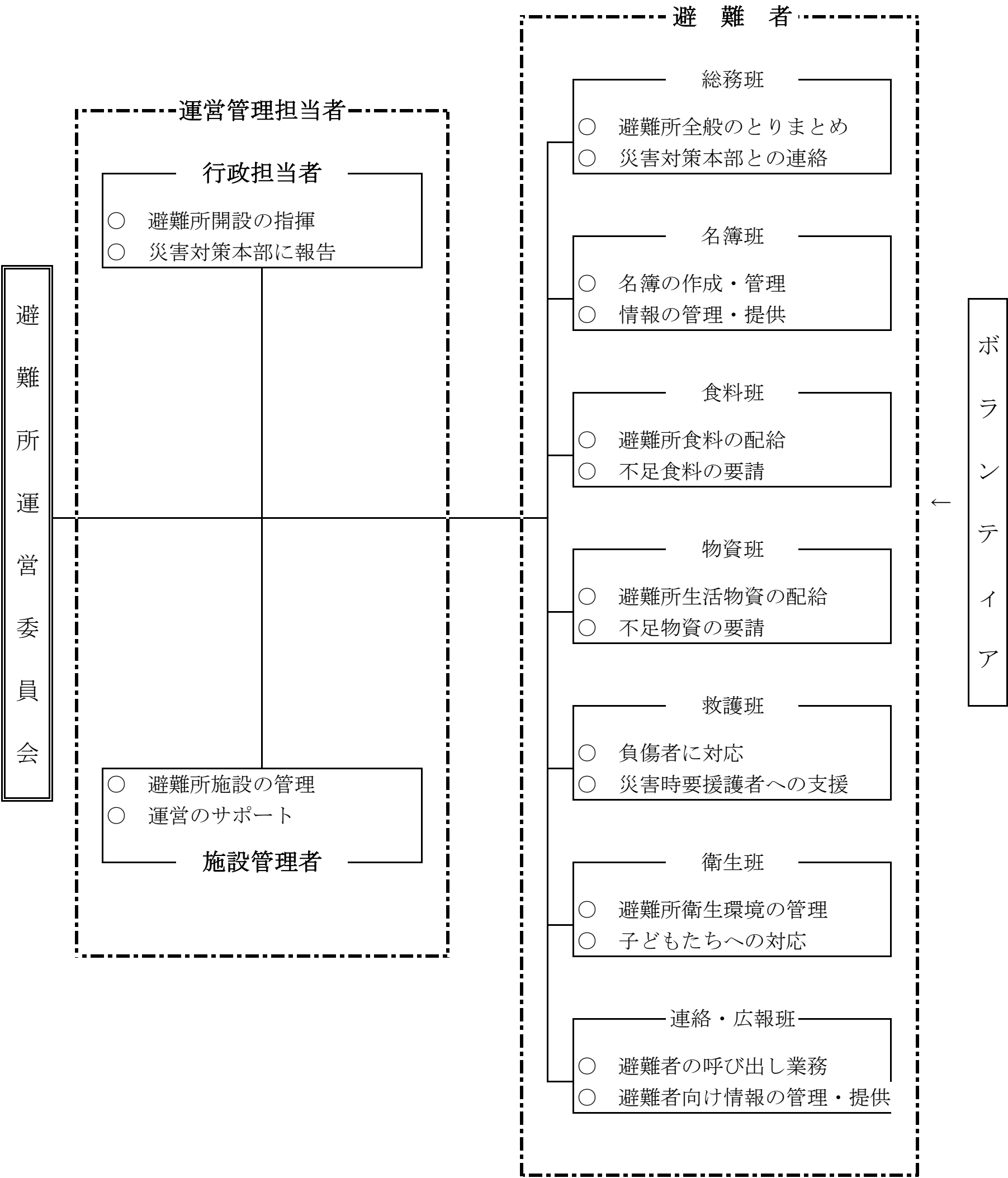
Ⅲ 河和南部地区避難所のルール

河和南部地区災害対策本部

ここは、民間事業者施設と隣接していますので、隣接事業者に差し支えるようなことはしないでください。みなさんで、すごしやすい避難所にしていくために、下記のルールを守るようにしていきましょう。

- 1 この避難所は、**地域の防災拠点**です。
- 2 この避難所を運営するために、施設の管理者、避難者などの代表からなる「**避難所運営委員会**」を組織し、必要な事項を協議し決定します。（「**避難所運営委員長**」は「**河和南部地区災害対策本部長**」）
- 3 運営委員会の組織として、「総務」「名簿」「食料」「物資」「救護」「衛生」「連絡・広報」等の**運営班**を避難者で編成します。
- 4 割り振られた場所ごとに組を作り、組長・副組長を決めてください。各組は、**運営委員会の指示で当番活動**を行ってください。なお、避難所から退去するときには、運営委員会へ転出先を連絡してください。
- 5 **犬、猫などの動物を室内に入れないでください。**
- 6 この避難所は、電気・水道などのライフラインが復旧したら閉鎖となります。
- 7 ミルク、おむつ、薬などの特別な要望は、運営委員会にお伝えください。
- 8 食料、物資の配給は運営委員会で決定し、**組ごとに配給**します。なお、配給は避難所以外の近隣の人にも行います。
- 9 飲酒、喫煙は、所定の場所以外では禁止します。（南部体育館敷地図参照）
- 10 裸火の使用は厳禁とします。
- 11 消灯は、22時です。管理上必要な場所は点灯したままです。
- 12 電話は、着信のみ行い、放送により呼び出しをし、伝言を伝えます。**発信は、公衆電話（玄関前にあります）をご利用ください。**

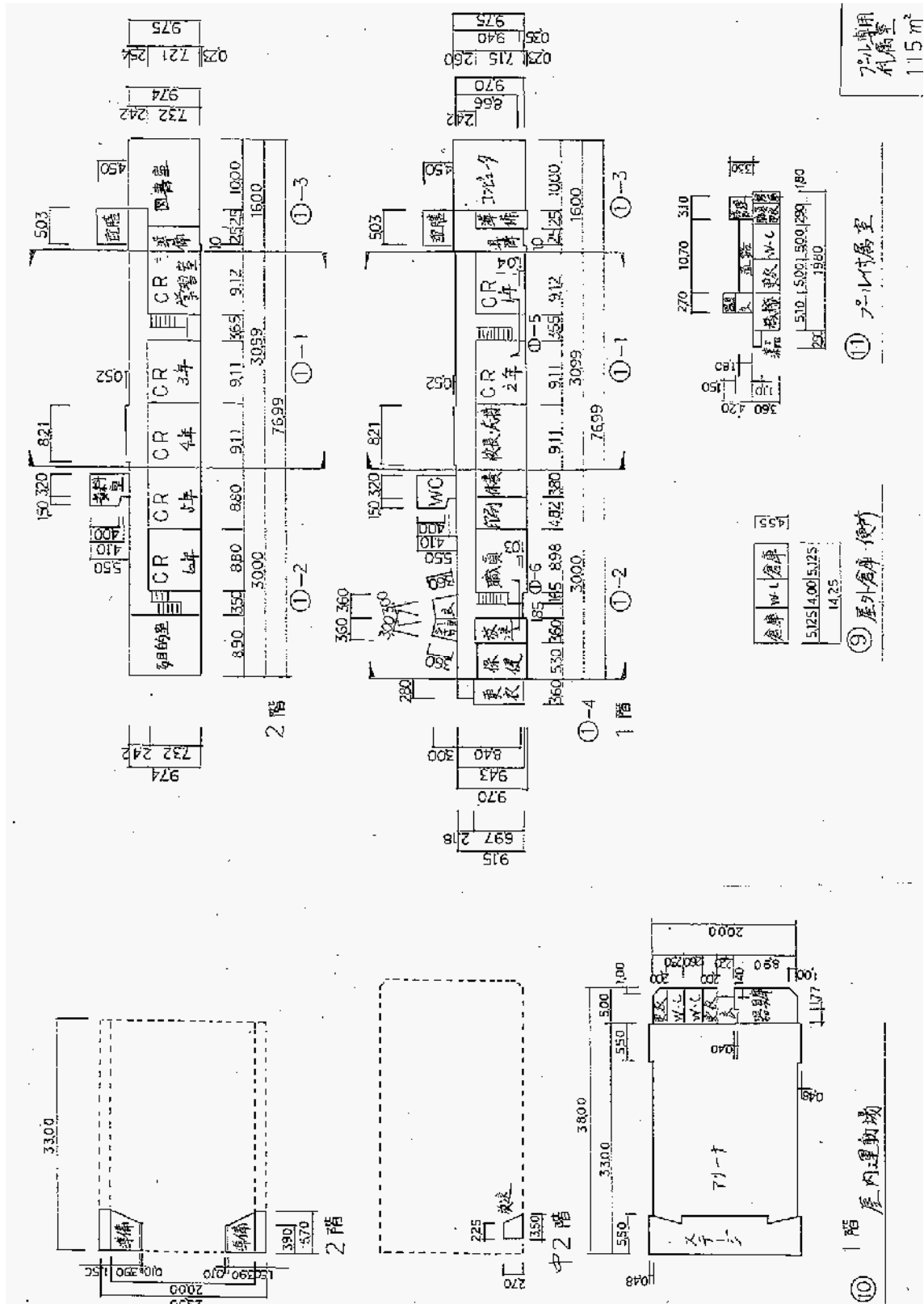
IV 避難所運営委員会系統図



1 学校全体の平面図



2 平面図 (1階、2階)



Architectural floor plans for the second and first floors of a building. The plans include room names, dimensions, and a staircase.

2階 (Second Floor):

- 理科室 (Science Classroom): 18.40 x 13.71
- 準備室 (Preparation Room): 4.69 x 3.39
- 音楽室 (Music Classroom): 18.40 x 13.71
- WC (Restroom): 3.66 x 5.8
- 階段 (Staircase): 4.08 x 3.66
- Dimensions: 15.38, 2.5, 11.0, 18.9, 2.3, 5.9, 1.5, 9.7, 0.62, 13.71, 4.69, 3.39, 4.69, 13.71, 18.40, 18.40, 3.66, 5.8, 0.16, 3.66, 5.5

1階 (First Floor):

- 図工室 (Drawing Studio): 18.40 x 13.71
- 準備室 (Preparation Room): 4.69 x 3.39
- 家庭科室 (Home Science Classroom): 18.40 x 13.71
- WC (Restroom): 3.66 x 5.8
- 階段 (Staircase): 4.08 x 3.66
- Dimensions: 9.7, 2.3, 5.9, 1.5, 13.71, 4.69, 3.39, 4.69, 13.71, 18.40, 18.40, 3.66, 5.8, 0.16, 3.66, 5.5, 0.62, 1.88, 4.08

Details:

- Window unit: 7.28 x 3.39 x 7.28
- Storage room (倉庫): 7.28 x 3.64

VI 河和南部地区 避難所運営委員会規約

(目的)

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、河和南部地区避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 委員会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 行政担当者（町現地本部長）
 - (2) 避難者で構成する「（避難者）組」の代表者
 - (3) 施設管理者
 - (4) 避難所で具体的な業務を運営する班の代表者
- 2 前項の規定にかかわらず、（避難者）組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。
- 3 委員会で承認されたときは、行政区などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べることができる。

(廃止)

第3条 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時をめどとする避難所閉鎖の日に、廃止する。

(任務)

第4条 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

- 2 委員会は、毎日、午前10時と午後4時に定例会議を行うこととする。
- 3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班及び必要となる班を設置する。
- 4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

(役員)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長2名をおく。

- 2 委員長は町現地本部長とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会の業務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。

(総務班の業務)

第6条 総務班は、主として現地災害対策本部との連絡、避難所の管理、ボランティアの受け入れ、マスコミ対応に関することを行う。

- 2 総務班は、避難所の秩序維持に努める。
- 3 総務班は、避難所の消灯を午後10時に行う。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下や職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。
- 4 総務班は、避難者の退所状況などを踏まえ、避難部屋の移動を定期的に行う。
- 5 総務班は、委員会の事務局を務める。

(名簿班の業務)

第7条 名簿班は、避難者の名簿の作成、管理に関することなどを行う。

- 2 名簿は、避難者の世帯ごとに行う。
- 3 名簿班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。

(食料班の業務)

第8条 食料班は、避難所の救援食料の配給に関するを行う。

- 2 食料班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。
- 3 食料は、(避難者)組ごとに配付する。
- 4 食料班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料を配給する。

(物資班の業務)

第9条 物資班は、避難所の物資の配給に関するを行う。

- 2 物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこととし、特別なニーズがある物資についてなど特別な要望については個別に対処する。
- 3 物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配給する。
- 4 物資班は、不要な救援物資が到着したときは、受領を拒否する。

(救護班の業務)

第10条 救護班は、高齢者、障害者など特別なニーズのある被災者への支援を行う。

- 2 救護班は、避難所内の子どもの保育、活動の支援などを行う。

(衛生班の業務)

第11条 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなどを行う。

- 2 衛生班は、毎日、午前9時、午後2時及び午後7時にトイレを清掃する。
- 3 犬、猫など動物類は、室内以外の別の場所で管理していただく。

(連絡・広報班の業務)

第12条 連絡・広報班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出しに関することなどを行う。

- 2 連絡・広報班は、午前8時から午後8時まで電話の受信を行い、伝言を聞く。
- 3 連絡・広報班は、午後8時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、伝言を伝える。
- 4 連絡・広報班は、災害対策本部などと連携して、生活情報を広報する。
- 5 連絡・広報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(その他)

第13条 この規約にないことは、その都度、委員会で協議して決める。

VII 避難者への物資・食料・水などの配分方針

河和南部地区避難所運営委員会

- 1 物資・食料・水などは公平に配分します。
- 2 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず、高齢者・障害者、子ども、大人の順に配分します。
- 3 物資の配布は、各（避難者）組の組長の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
- 4 物資などの配布は、原則として毎日 ○○ 時頃に、場所は○○○で、物資班が配布しますので、秩序をもって物資班の指示に従い受け取ってください。
- 5 配布する物資などの内容、数量は、そのつど構内放送などで避難者へ伝達します。
- 6 各自必要な物資などは、避難所運営委員会本部の物資班窓口に申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡しします。在庫がない物は町現地災害対策本部へ要請します。

Ⅷ 河和南部地区自主防災倉庫 資機材一覧

	整備資機材	数量		整備資機材	数量
1	スコップ	10	18	大ハンマー	5
2	バール	5	19	毛布	100
3	のこぎり	5	20	組立式 簡易トイレ	50
4	万能オノ	10	21	ラジオ付きライト	10
5	かけや	3	22	絶縁ボルトクリッパー	2
6	チェンソー	1	23	チェンブロッカー式	1
7	油圧ジャッキ（小）	1	24	折りたたみ式リアカー	1
8	油圧ジャッキ（大）	1	25	メガホン	3
9	ウインチ	1	26	かまど器具一式（5 升）	1
10	アルミ担架	5	27	かまど器具一式（7 升）	1
11	組立て水槽	1	28	組立てトイレ	1
12	発電機・投光器等一式	4	29	防災用トイレ（ドントコイ）	2
13	救助ロープ	1	30	アルミはしご	1
14	ヘルメット	28	31	可搬式ポンプ台車付き	1
15	防水シート	10	32	テント（6人用）	2
16	工具セット	1	33	緊急用臨時給水栓	0
17	とび口	5	34	簡易間仕切り	10

避難所開設時の施設使用例

南部体育館

必要な部屋・場所		検討結果	備考
医療・介護	救護室	南部文化交流館1階北西側倉庫	軽傷者に対する手当
	介護室(ベッドルーム)	南部文化交流館1階展示室	介護支援者及びベッドが必要
	要配慮者用トイレ	仮設トイレ「ドントコイ」を浄化槽付近に設置	ドントコイからの排水を浄化槽に流す
	身体障害者補助犬同伴者用の場所	南部文化交流館1階会議室	
生活環境	災害用トイレ(仮設・簡易)	①体育館トイレ施設が水漏れ等のため利用できない場合、トイレの個室を利用し、簡易トイレ(携帯トイレ)を使用する。 ②体育館トイレ施設が利用できる場合、電気は非常用発電機でトイレのポンプを起動、バケツ、ペットボトル等で水を流し使用する。	
	更衣室	トイレ内更衣室を使用、不足する場合は、体育館内に間仕切りで設置	
	手洗い場	トイレ、受付、救護室の各入口に手指消毒用アルコールを設置	
	風呂、洗濯場	プール施設を利用	・排水がしやすい。
	物干場	(プール)	・プライバシーに配慮した物干場
	ごみ置き場	渡り廊下	屋根のある生活場所あら離れた場所、清掃車の出入れし易さを考慮
	ペットの受入場所	(うさぎ小屋、なかよしハウス)	・アレルギーや感染症予防等のため生活場所とは別の場所 ・屋根のある場所、テントも可

必要な部屋・場所		検討結果	備考
食料・物資	荷下ろし・荷捌き場所	体育館北側	・トラック等の出入りのし易さ ・屋根
	保管場所	体育館器具庫	・高温・多湿は避ける。 ・施錠可能 ・運搬・配給がし易い。
育児・保育ほか	授乳室	トイレ内の更衣室を使用	張り紙をする。
	おむつ交換場所	トイレ内の更衣室を使用	張り紙をする。
	子供部屋	(割り当てなし)	
	談話室	南部文化交流館1階北東側倉庫	・机、イス、テレビ、湯沸しポット等設置
運営用	運営本部	南部文化交流館2階集会室	
	総合受付	体育館北側の東入り口	
	相談室兼談話室	談話室と兼ねる。	
	外部からの救援者用の場所	運動場の一部にテント設置	・自衛隊、ボランティアなど外部からの救援者が利用

※細部は別図参照